

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和7年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1453	生活援助サービス/211	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	90%	941	1月につき
A3	1454	生活援助サービス/211・同一	941単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	847	
A3	1105	生活援助サービス/212	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合	90%	1,879	1月につき
A3	1106	生活援助サービス/212・同一	1,879単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	1,691	
A3	1109	生活援助サービス/213	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合	90%	2,982	1月につき
A3	1110	生活援助サービス/213・同一	2,982単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	2,684	
A3	1103	生活援助サービス/222	1月当たりの回数を定める場合	所要時間20分以上45分未満の場合	90%	143	1回につき
A3	1104	生活援助サービス/222・同一	(1月につき2,982単位を超えない) 143単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	129	
A3	1107	生活援助サービス/223	1月当たりの回数を定める場合	所要時間45分以上の場合	90%	176	1回につき
A3	1108	生活援助サービス/223・同一	(1月につき2,982単位を超えない) 176単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	158	
A3	1111	生活援助サービス短時間	1月当たりの回数を定める場合	短時間である場合(20分未満)	90%	130	1回につき
A3	1112	生活援助サービス短時間・同一	(1月につき2,982単位を超えない) 130単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	90%	117	
A3	1510	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ/211	処遇改善加算Ⅰ	実施単位数の245/1000程度加算	90%	231	1月につき
A3	1511	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ/222			90%	35	1回につき
A3	1512	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ/212			90%	460	1月につき
A3	1513	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ/223			90%	43	1回につき
A3	1514	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ/213			90%	731	1月につき
A3	1515	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ短時間			90%	32	1回につき
A3	1455	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ/211	処遇改善加算Ⅱ	実施単位数の224/1000程度加算	90%	211	1月につき
A3	1133	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ/222			90%	32	1回につき
A3	1135	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ/212			90%	421	1月につき
A3	1137	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ/223			90%	39	1回につき
A3	1139	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ/213			90%	668	1月につき
A3	1141	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ短時間			90%	29	1回につき

三條市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和7年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1504	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／211	処遇改善加算Ⅲ	実施単位数の182/1000程度加算	90%	171	1月につき
A3	1163	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／222					1回につき
A3	1165	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／212					1月につき
A3	1167	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／223					1回につき
A3	1169	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／213					1月につき
A3	1171	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ短時間					1回につき
A3	1516	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／211	処遇改善加算Ⅳ	実施単位数の145/1000程度加算	90%	136	1月につき
A3	1517	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／222					1回につき
A3	1518	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／212					1月につき
A3	1519	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／223					1回につき
A3	1520	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／213					1月につき
A3	1521	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ短時間					1回につき
A3	1191	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	90%	200	1月につき
A3	1522	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ初回加算	処遇改善加算Ⅰ(初回加算分)	実施単位数の245/1000程度加算	90%	49	1月につき
A3	1192	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ初回加算	処遇改善加算Ⅱ(初回加算分)	実施単位数の224/1000程度加算	90%	45	
A3	1193	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ初回加算	処遇改善加算Ⅲ(初回加算分)	実施単位数の182/1000程度加算	90%	36	
A3	1523	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ初回加算	処遇改善加算Ⅳ(初回加算分)	実施単位数の145/1000程度加算	90%	29	
A3	1456	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-9	
A3	1458	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212			(2)1週に2回程度の場合	-19	1月につき
A3	1460	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213			(3)1週に2回を超える程度の場合	-30	1月につき
A3	1463	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／222	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(1)所要時間20分以上45分未満の場合	-1	1回につき
A3	1464	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／223			(2)所要時間45分以上の場合	-2	
A3	1465	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間／2			(3)短時間である場合(20分未満)	-1	

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和7年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1466	生活援助サービス/211	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	80%	941	1月につき
A3	1467	生活援助サービス/211・同一	941単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	847	
A3	1225	生活援助サービス/212	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合	80%	1,879	1月につき
A3	1226	生活援助サービス/212・同一	1,879単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	1,691	
A3	1229	生活援助サービス/213	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合	80%	2,982	1月につき
A3	1230	生活援助サービス/213・同一	2,982単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	2,684	
A3	1223	生活援助サービス/222	1月当たりの回数を定める場合	所要時間20分以上45分未満の場合	80%	143	1回につき
A3	1224	生活援助サービス/222・同一	143単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	129	
A3	1227	生活援助サービス/223	1月当たりの回数を定める場合	所要時間45分以上の場合	80%	176	1回につき
A3	1228	生活援助サービス/223・同一	176単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	158	
A3	1231	生活援助サービス短時間	1月当たりの回数を定める場合	短時間である場合(20分未満)	80%	130	1回につき
A3	1232	生活援助サービス短時間・同一	130単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	80%	117	
A3	1524	生活援助サービス処遇改善加算 I / 211	処遇改善加算 I	実施単位数の245/1000程度加算	80%	231	1月につき
A3	1525	生活援助サービス処遇改善加算 I / 222			80%	35	1回につき
A3	1526	生活援助サービス処遇改善加算 I / 212			80%	460	1月につき
A3	1527	生活援助サービス処遇改善加算 I / 223			80%	43	1回につき
A3	1528	生活援助サービス処遇改善加算 I / 213			80%	731	1月につき
A3	1529	生活援助サービス処遇改善加算 I 短時間			80%	32	1回につき

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和7年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1474	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／211	処遇改善加算Ⅱ	実施単位数の224/1000程度加算	80%	211	1月につき
A3	1253	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／222			80%	32	
A3	1255	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／212			80%	421	1月につき
A3	1257	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／223			80%	39	1回につき
A3	1259	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／213			80%	668	1月につき
A3	1261	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ短時間			80%	29	1回につき
A3	1506	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／211	処遇改善加算Ⅲ	実施単位数の182/1000程度加算	80%	171	1月につき
A3	1283	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／222			80%	26	1回につき
A3	1285	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／212			80%	342	1月につき
A3	1287	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／223			80%	32	1回につき
A3	1289	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／213			80%	543	1月につき
A3	1291	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ短時間			80%	24	1回につき
A3	1530	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／211	処遇改善加算Ⅳ	実施単位数の145/1000程度加算	80%	136	1月につき
A3	1531	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／222			80%	21	1回につき
A3	1532	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／212			80%	272	1月につき
A3	1533	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／223			80%	26	1回につき
A3	1534	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／213			80%	432	1月につき
A3	1535	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ短時間			80%	19	1回につき
A3	1311	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	80%	200	1月につき

三條市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和7年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1536	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ初回加算	処遇改善加算Ⅰ(初回加算分)	実施単位数の245/1000程度加算	80%	49	
A3	1312	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ初回加算	処遇改善加算Ⅱ(初回加算分)	実施単位数の224/1000程度加算	80%	45	
A3	1313	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ初回加算	処遇改善加算Ⅲ(初回加算分)	実施単位数の182/1000程度加算	80%	36	
A3	1537	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ初回加算	処遇改善加算Ⅳ(初回加算分)	実施単位数の145/1000程度加算	80%	29	
A3	1475	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-9	1月につき
A3	1477	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212			(2)1週に2回程度の場合	-19	1月につき
A3	1479	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213			(3)1週に2回を超える程度の場合	-30	1月につき
A3	1482	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222	ロ 1月当たりの回数を定める場合		(1)所要時間20分以上45分未満の場合	-1	1回につき
A3	1483	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223			(2)所要時間45分以上の場合	-2	
A3	1484	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間/2			(3)短時間である場合(20分未満)	-1	

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和7年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A3	1485	生活援助サービス/211	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合	70%	941	1月につき
A3	1486	生活援助サービス/211・同一	941単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	847	
A3	1345	生活援助サービス/212	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回程度の場合	70%	1,879	1月につき
A3	1346	生活援助サービス/212・同一	1,879単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	1,691	
A3	1349	生活援助サービス/213	1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合	70%	2,982	1月につき
A3	1350	生活援助サービス/213・同一	2,982単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	2,684	
A3	1343	生活援助サービス/222	1月当たりの回数を定める場合	所要時間20分以上45分未満の場合	70%	143	1回につき
A3	1344	生活援助サービス/222・同一	143単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	129	
A3	1347	生活援助サービス/223	1月当たりの回数を定める場合	所要時間45分以上の場合	70%	176	1回につき
A3	1348	生活援助サービス/223・同一	176単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	158	
A3	1351	生活援助サービス短時間	1月当たりの回数を定める場合	短時間である場合(20分未満)	70%	130	1回につき
A3	1352	生活援助サービス短時間・同一	130単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	70%	117	
A3	1538	生活援助サービス処遇改善加算 I / 211	処遇改善加算 I	実施単位数の245/1000程度加算	70%	231	1月につき
A3	1539	生活援助サービス処遇改善加算 I / 222			70%	35	1回につき
A3	1540	生活援助サービス処遇改善加算 I / 212			70%	460	1月につき
A3	1541	生活援助サービス処遇改善加算 I / 223			70%	43	1回につき
A3	1542	生活援助サービス処遇改善加算 I / 213			70%	731	1月につき
A3	1543	生活援助サービス処遇改善加算 I 短時間			70%	32	1回につき

三条市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和7年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A3	1493	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／211	処遇改善加算Ⅱ	実施単位数の224/1000程度加算	70%	211	1月につき	
A3	1373	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／222				32		
A3	1375	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／212				421	1月につき	
A3	1377	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／223				39	1回につき	
A3	1379	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ／213				668	1月につき	
A3	1381	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ短時間				29	1回につき	
A3	1508	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／211	処遇改善加算Ⅲ	実施単位数の182/1000程度加算	70%	171	1月につき	
A3	1403	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／222				26	1回につき	
A3	1405	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／212				342	1月につき	
A3	1407	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／223				32	1回につき	
A3	1409	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ／213				543	1月につき	
A3	1411	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ短時間				24	1回につき	
A3	1544	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／211	処遇改善加算Ⅳ	実施単位数の145/1000程度加算	70%	136	1月につき	
A3	1545	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／222				21	1回につき	
A3	1546	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／212				272	1月につき	
A3	1547	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／223				26	1回につき	
A3	1548	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ／213				432	1月につき	
A3	1549	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ短時間				19	1回につき	
A3	1431	生活援助サービス初回加算	初回加算	200単位加算	70%	200	1月につき	

三條市訪問型サービス(訪問型サービスA)サービスコード表 ※生活援助サービス(令和7年4月提供分から)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A3	1550	生活援助サービス処遇改善加算Ⅰ初回加算	処遇改善加算Ⅰ(初回加算分)	実施単位数の245/1000程度加算	70%	49	
A3	1432	生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ初回加算	処遇改善加算Ⅱ(初回加算分)	実施単位数の224/1000程度加算	70%	45	
A3	1433	生活援助サービス処遇改善加算Ⅲ初回加算	処遇改善加算Ⅲ(初回加算分)	実施単位数の182/1000程度加算	70%	36	
A3	1551	生活援助サービス処遇改善加算Ⅳ初回加算	処遇改善加算Ⅳ(初回加算分)	実施単位数の145/1000程度加算	70%	29	
A3	1494	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		-9	1月につき
A3	1496	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		(2)1週に2回程度の場合		-19	1月につき
A3	1498	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213		(3)1週に2回を超える程度の場合		-30	1月につき
A3	1501	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)所要時間20分以上45分未満の場合		-1	1回につき
A3	1502	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223		(2)所要時間45分以上の場合		-2	
A3	1503	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間/2		(3)短時間である場合(20分未満)		-1	